

個人情報漏えい等事故対応細則

会長は、個人情報取扱規程第 28 条の規定に基づき個人情報の漏えい等の事故対応についての細則を次のように定める。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この細則は、一般社団法人宮城県不動産鑑定士協会（以下「当会」という。）が個人情報の漏えい等の事故対応について、役員、顧問、当会の職員及び嘱託（以下「従業者」という。）が遵守すべき事項を定める。

(定義)

第 2 条 本規程における用語の定義は、個人情報取扱規程に従う。

第 2 章 事故対応体制

(責任体制)

第 3 条 当会の個人情報が漏えい等をした場合の組織の総責任者は会長とする。

- 2 会長は、第 6 条に定める場合のほか、個人情報の漏えい等の事故の原因の究明及び対応策を検討するために、必要に応じ事故対応委員会を招集する。
- 3 事故対応委員会の委員長は会長とし、委員は役員又は部門責任者から会長が選任する。
- 4 委員長は必要に応じ、委員に外部有識者を加えることができる。
- 5 事故対応委員会の事務は、事務局長が行う。

第 3 章 連絡態勢

(事故の疑いの連絡)

第 4 条 当会の職員等が、個人情報の漏えい等の事故の発生又はその疑いがあることに気づいた場合は、ただちに事務局責任者に連絡しなければならない。

- 2 連絡を受けた事務局責任者は、速やかにその旨を会長に連絡しなければならない。

(重大な事故の発生が確実又は発生の可能性が高いと判断した場合の対応)

第5条 会長及び個人情報保護管理者が重大な個人情報の漏えい等が生じた又は生じた恐れが高いと判断した場合、会長又は個人情報保護管理者は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の担当窓口あてに重大な個人情報の漏えい等が生じた又は生じたおそれが高い旨の連絡をする。

2 前項の連絡を行った後、内閣府個人情報保護委員会に対しても連絡をする必要があると判断されるときは、関係機関に対してその旨の連絡をする。

第4章 事故対応委員会

(事故対応委員会の招集)

第6条 重大な個人情報漏えい等が起こった場合は、会長は事故対応委員会を招集するものとする。

2 重大性の判断は、漏えい等が起こった場合に、個人情報の内容及び量、業務処理に与える影響を考慮し、不動産鑑定業界及び最終的には社会に与える影響をもって行う。

(事実関係の確認)

第7条 事故対応委員会は、重大な個人情報の漏えい等の事故が起こった場合、漏えい等についての事実関係を明らかにし、漏えい等が生じたおそれがある個人情報データベース等を特定する。

(本人への事実関係通知等)

第8条 事故対応委員会は、漏えい等が生じた個人情報データベース等に記載されている本人を把握し、必要に応じ、本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置く。

(事実関係の調査の取りまとめ)

第9条 事故対応委員会は、事実関係を調査する。

(原因の追究)

第10条 事故対応委員会は、個人情報の漏えい等の事故の原因を明らかにする。

(対策案の策定)

第11条 事故対応委員会は、個人情報の漏えい等の事故の再発防止のための対策案を策定する。

(事実関係の公表)

第12条 事故対応委員会は、個人情報漏えい等の事項の概要、事故の原因、再発防止策を取りまとめる。

2 前項で取りまとめた結果は、必要に応じ、第5条で定める連絡先に報告する。

3 本条第1項で取りまとめた結果の概要を必要に応じ、本人に通知又は容易に知り得る状態にする。

4 個人情報の漏えい等の事故の結果、二次被害が生じている場合は、二次被害の防止のための警告等を本人又は社会に向けて行う。

(終了宣言)

第13条 前条までの対応措置を完了し、被害の拡大が認められない場合、会長は、対応についての終了宣言を行い、事故対応委員会を解散する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日からこれを施行する。